

規制シート(様式)

160195002470001

平成29年4月28日

| 規制の名称 | 犬の登録・予防注射 | 所管府省 | 厚生労働省 |
|--------------------|---|--------------------|-----------------|
| 根拠法令等 | 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 健康局結核感染症課長 浅沼一成 |
| 規制目的 | 狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ること。 | | |
| 規制内容の概要 | 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない。また、犬の所有者は、その犬について狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 | 関連する予算 | — |
| 規制の最近の改廃経緯 | — | 関連する政策評価結果 | — |
| 規制を維持、改革又は新設する理由 | 国内において狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止するために、犬の登録による犬の管理状況の把握、予防注射の実施によるそれぞれの犬の狂犬病罹患リスクの低減が必要であるため。 | 規制の維持、改革又は新設の別 | 維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | — | | |
| 見直し条項 | — | | |
| 次の見直し時期 | 平成33年度 | | |